

昭和30年国勢調査票の審査について

本県としては昨年末より調査区の設定手続を皮切りとして、8,500人にのぼる国勢調査員、指導員の内申、任命、さらにその指導訓練会や関係書類の発送、配付など着々と調査の態勢を整い、他面予想人口の懸賞募集、スライド写真の上映、あるいは10万枚のチラシ配付など、一般県民に対する宣伝を行い、本県内からは1人の脱漏も、1人の重複もないように万全の方策を講じて来た。このために国勢調査も200万県民の深い理解と積極的な協力の下に、立派な成果を取めることができた。さすがに5年に一度行われる調査だけあって、一般人は勿論、学校、自衛隊関係などの関心も極めて深く、特に小、中学生の関心は非常に強く、私たちとしては遠い将来への明るい希望を大いに持ったわけである。やはりこれも戦後における社会科教育の賜であり、懸賞募集の応募者は実に2,083名の多数にのぼり、うち中小生がその大半を占めている。

今回の調査は一応簡易な調査といわれながらも、他計申告欄の就業状態においては、相当複雑な点が少なくなつたと思われる。そのために⑧、⑨欄の記入方法については、疑問を持つたり、不審を抱いたりしないように十分心して指導したけれども、なお⑧欄の「就」と⑨欄の「仕」を混同したものが少なくなつたようである。又農業の記載例〔稲作〕、〔農耕者〕がやはり多かつたことは一寸例示の不手際を露見したようである。これらの点については今後大いに研究を要するものと思われる。

昭和30年国勢調査も調査関係者各位の絶大な協力と日夜を分たぬ御活躍によつて、いよいよ審査集計の段階に入つたわけでありますが、この審査に当つては、〔国勢調査の手引〕のP50～P53に記載してある〔検査の仕方〕を遵守すると共に、当課で作成した「記入例」を十分参照して万遺漏のないように留意されたい。

国勢調査票の審査上の注意

1. 各欄に「同」、「〃」と記入されていないか？
2. 記入もれがないか？1つの欄の中に2人書いていないか？
3. 記入した男、女数と右上欄の世帯人員数と一致しているか？
4. 世帯主が第1欄に記入してあるか？
5. 申告者の氏名と認印がもれていないか？
6. ②欄の「世帯主の続柄」に「祖父」とか「嫁」、「孫」などと記入していないか？
7. 普通世帯の中に「下宿人」が入っていないか？
8. 生年月日の年号がもれていないか？
9. 「出生の年」が昭和16年以前の者で⑦欄に×印が記入されているか？
10. 昭和17年以降に生れた者で⑩欄⑪欄に記入した者がいないか？
11. ⑧欄が「就」とされた者で⑨欄が斜線を引かないで「仕」その他の文字が記入されていないか？
12. 農家や個人家業の家族従業者の場合⑧、⑨欄へ「家」「仕」と記入していないか？
13. ⑨欄が「家」、「学」、「他」と記入されて、⑩欄が斜線を引いていないか？
14. 個人業主で経営を主宰している場合⑧、⑨欄へ「他」「非」と記入して、⑩欄以降斜線を引いていないか？
15. ⑨欄を「探」と記入し、⑩欄以降に斜線を引いていないか？（前職、あるいは「未」と記入すること。）
16. ⑩欄を「非」と記入した者が⑩欄以降何か記入していないか？（斜線だけでよい）
17. ⑩欄の事業所名を大まかに記入したものや、所在地の「当」の記入を忘れたものはないか？旧町村名を記入していないか？
18. ⑪、⑫欄の事業の種類及び仕事の種類が大まかに書いたものや、2つ以上書いたものがないか？
19. 仕事の種類を⑪欄へ記入していないか？
20. 会社や公社に勤めている者が⑬欄に「公」と記入されていないか？
21. ⑭欄に「社長」とか「課長」、「会長」などと記入されていないか？
22. 企業組合傘下の事業所（〇〇出張所、〇工場）を事実上経営している者は個人業主として取扱うから⑭欄は「主」、あるいは「単」と記入されるべきである。